



みんなでスイセンの球根を植え付けました

人権の花運動

図 住民税務課 ☎ 43-9020

10月15日、岩滝小学校において「人権の花運動」の植え付け式を行いました。同運動は、花を育てることをとおして生命の尊厳を感謝し、友だちと協力し合う大切さを身につけてもらうことを目的としています。与謝野町では、毎年町内の小学生を対象に実施しています。



岩滝小学校2年生の児童と人権擁護委員の皆さん



球根植え付けの様子

権に関するお話と、身近な人に相談できない悩みを同委員さんに相談する方法「人権SOSミニレター」を教えてもらった子どもたちは、みんな真剣に聞き入っていました。

その後、法務局・人権擁護委員・町で構成する丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会から人権の花「スイセン」の球根が贈られました。子どもたちは人権擁護委員さんから球根の植え付け方を教わりながら、仲良く土を分け合って植木鉢に植え付けをしました。開花は、令和7年2月3月ごろの予定です。



最優秀賞など5作品を表彰しました

よさの緑のカーテンコンテスト

図 地球温暖化対策室（農林環境課内）☎ 43-9023



上／最優秀賞の土井さんのグリーンカーテン
下／優秀賞のなべさんのグリーンカーテン



与謝野町とよさの百年の暮らし委員会（愛称・みらいふ）では、地球温暖化防止対策の一環として、町民の皆さんが取り組みやすく、二酸化炭素削減効果の高い「緑のカーテン」の普及促進を図るため、「よさの緑のカーテンコンテスト2024」を開催しました。コンテストには合計34点の応募があり、最優秀賞など次の

《最優秀賞》
土井 豊
《優秀賞》
なべさん
《みらいふ賞》
野田川子育て支援センター、加悦聖三一幼稚園、シゲピー

※敬称略、本名の公表を辞退した方はニックネームで表示しています

選考結果

5点を選考しました。



現在お持ちの保険証は12月2日以降も使用できます

与謝野町国民健康保険・京都府後期高齢者医療保険

図 保健課 ☎ 43-9022



現在お持ちの保険証は、令和6年12月2日以降も保険証に記載の有効期限（最大で7年7月31日）まで使用することが出来ます。ただし、12月2日以降に保険証を紛失などした場合は保険証の再発行ができませんので、次の「マイナ保険証」または「資格確認書」のいずれかの方法で病院などを受診していただくことになります。

現在、与謝野町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

●マイナ保険証



マイナンバーカード（以下、カード）を保険証として利用します。ただし、事前にカードを保険証として利用登録する必要があります。

※カードを持っていないだけでは、保険証として利用できませんのでご注意ください

●資格確認書

「カードを持ってもらえない方」「カードを持っていても保険証としての利用登録をしていない方」には、これまでの保険証に代わるものとして交付するものです。

なお、与謝野町国民健康保険の方は「カードサイズ」、後期高齢者医療保険の方は「ハガキサイズ」のものとなります。

12月2日以降、与謝野町国民健康保険・後期高齢者医療保険に新たに加入する方

保険証の発行ができませんので、受診などの際は次のようになります。

●カードを保険証として利用登録している方

↓マイナ保険証を使用

●カードを持っていない方、またはカードを持っていても保険証としての利用登録をしていない方

↓加入時に交付される「資格確認書」を使用

カードが保険証として「利用登録できているか」や「利用登録の方法」は、デジタル庁のホームページをご覧ください。なお、役場野田川庁舎で利用登録の有無を確認することができます。

あなたの勇気が大切な命を守ります

～虐待を「見たとき」「聞いたとき」は通報を～

児童・高齢者・障害者の虐待に気づいた方には通報義務があります。虐待を見たら、聞いたら「よさの虐待ほっとライン（☎ 43-9033）」へ。

